

2年目を迎えたヨーロッパ・セメスターの 国別勧告の概要

ブリュッセル事務所、欧州ロシア CIS 課

EU 閣僚理事会は 2012 年 7 月 10 日、加盟各国の 2012 年の「国別改革プログラム(NPR)」に対する勧告と「安定プログラム(ユーロ導入国)(SP) / 収れんプログラム(ユーロ未導入国)(CP)」に対する見解を¹発表した。これは安定・成長協定や欧州 2020 戦略に沿って新たに設けられた経済・財政政策協調のための監視と調整の枠組みとして、2011 年 1 月に始まった「ヨーロッパ・セメスター」の 2 年度目の取り組みの一環である。加盟国が提出した NPR と SP/CP を欧州委員会が評価して勧告案を出し、6 月の欧州理事会(EU 首脳会議)で承認されたもので、各国はこの政策ガイダンスを経済・財政の決定に組み込んでいく。主要国に対する EU 閣僚理事会の勧告の概要を中心に見ていく。

目 次

1. ヨーロッパ・セメスターの 2011 年 11 月以降の流れ.....	2
2. 主要国に対する EU 閣僚理事会の勧告の概要.....	5
(1) ドイツ.....	5
(2) フランス.....	6
(3) イタリア.....	7
(4) スペイン.....	8
(5) 英国.....	10
(6) ハンガリー.....	11
(7) キプロス.....	12
(8) ギリシャ.....	13
(9) ポルトガル.....	14

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、万一、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロでは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

¹EU 閣僚理事会の国別勧告、欧州委員会の勧告案、各国の提出した SCP および NRP は下記の理事会文書および欧州委員会のホームページから閲覧できる。

http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/131662.pdf

http://ec.europa.eu/europe2020/making-it-happen/country-specific-recommendations/index_en.htm

1. ヨーロピアン・セメスターの 2011 年 11 月以降の流れ

「ヨーロピアン・セメスター」は、2010 年初めのギリシャ債務危機を発端とするユーロ危機をきっかけに 2011 年 1 月に導入されたもの。背景には、経済・財政政策や構造改革など経済ガバナンスの加盟国間の調整を強化する必要性が浮き彫りとなったことがある。2010 年 3 月には欧州理事会（EU 首脳会議）が、新たな成長と雇用戦略「欧州 2020（Europe 2020）戦略」²の導入を承認し、EU の持続可能な成長と競争力を高めるのに行動が必要とされる主要分野を明確にした。「欧州 2020」では、2000 年から 10 年間の成長戦略、リスボン戦略の際に欠如していた加盟各国への拘束力を強化していく必要性を確認していた。2010 年 7 月には、EU 閣僚理事会（理事会）が加盟国と EU の 2010～2014 年の経済政策に対する広範なガイドラインへの勧告を採択。加盟各国は自国の経済政策に勧告の内容を盛り込むことが求められた³。

ヨーロピアン・セメスターは、各国の予算案や経済政策について、事前に EU レベルで各国の政策を評価し調整する手続きで、毎年実施される。加盟国は、次の 5 つの流れを経て最終的に作成された理事会の勧告を踏まえて予算案を策定し、予算案採択の手続きを行う。

- ① 欧州委員会が年次成長概観（AGS : Annual Growth Survey）⁴を提示（2011 年は 11 月末に発表）
- ② 年次成長概観に基づく理事会と欧州議会での協議を踏まえ、春の欧州理事会で重点項目や政策勧告を検討（3 月）
- ③ 加盟各国が二つのプログラムを欧州委員会に提出（4～5 月）
 - ・ 「安定プログラム／収れんプログラム（SP／CP）」：財政赤字削減に向けた中期的な予算戦略を示すもの
 - ・ 「国別改革プログラム（NRP）」：欧州 2020 戦略に掲げられた 5 つの主要目標（雇用、研究・開発、気候変動・エネルギー政策、社会的包摂と貧困対策）の分野の実行動を定めるもの
- ④ 欧州委員会が各国のプログラムを評価し、国別勧告案を策定（5～6 月）
- ⑤ 欧州理事会による承認を経て、理事会が国別勧告を採択（6～7 月）

2 回目のヨーロピアン・セメスターは、欧州委員会が 2011 年 11 月に 2012 年の年次成長概観⁵を提示して新たなサイクルが始まった。この年次成長概観では、2011 年の年次成長概観で示した 3 つの主要分野（財政再建とマクロ経済の安定強化、就業率引き上げのための労働市場改革、成長強化策）での優先行動の進捗状況を踏まえ、次の 12 ヶ月で EU と加盟各国が取り組

²http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm

³ ヨーロピアン・セメスターの導入経緯と詳細はジェトロ・ユーロトレンド「ヨーロピアン・セメスターの概要と今後のスケジュール」（2011 年 4 月）参照。

www.jetro.go.jp/jfile/report/07000609/eu_european_semester.pdf

⁴ 欧州 2020 年戦略の目標やマクロ経済報告書、共同雇用報告書の進捗度に基づく分析を行い、次の年に向けての方向性と主要な取り組み方法を定めるもの。

⁵http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/annual_growth_survey_en.pdf

むべき優先課題として、以下の 5 つを挙げた。

- 加盟各国の事情に応じた成長志向型財政再建の追求

加盟各国の現在の財政状況に応じたテーラーメードの緊縮財政政策を導入する。その際に、成長を強化する分野での投資をできるだけ維持しながら、より成長につながる税制⁶を導入する。

- 経済への資金貸し出しを正常な状態に回復させる

銀行の資金へのアクセスを容易にし、実体経済への貸し付けに関する銀行分野の改革の影響を限定的なものとする。中小企業の資金へのアクセスを支援する一層の措置を進める。新たな欧州のベンチャー・キャピタル制度を開発する。

- 現在と将来のための成長と競争力を促進・強化する

EU のデジタル経済を構築し、サービス分野の域内市場を完成させ、域外貿易での成長潜在力を引き出す。成長を促進する投資を支えるよう EU 予算を最適利用する。2012 年の年次成長概観の付属書にリストアップされた EU レベルでの提案を、ペンディングになっているものや、これから提案するものも合わせて一括で進める。

- 失業率と危機の社会的影響に取り組む

ビジネス創出や起業を促進する。労働者の流動性を強化する。業務上の経験と教育を統合するイニシアチブを強化する。労働者に関する税金の引き下げや雇用創出を阻害する要因を取り除く。活発な労働市場政策の収斂と効果を強化し、最も弱い人々を保護する社会保護制度を改善する。

- 公共行政を近代化する

行政上の負担を最小化することで加盟各国のビジネス環境を改善する。行政とビジネス・市民との交流をデジタル方式で行えるようにする。新規ビジネスの起業にかかる時間を 3 日に短縮する約束を実施する。

欧州委員会はまた、2012 年の年次成長概観の付属書⁷で、今後 10 年の成長戦略である「欧州 2020 戦略」の進捗状況を示し、EU が 2020 年に目標を達成するには、加盟各国の進捗状況が不十分だとし、特にエネルギー効率化分野での進捗の遅れを指摘した。唯一、教育分野だけは多少進んでいる事項もあるとしている。

⁶ http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/ags2012_annex4_en.pdf

⁷ http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/ags2012_annex1_en.pdf

2011年11月以降のヨーロッパ・セメスターの流れは以下のとおり。

• 2011年11月：	欧州委員会が2回目の「年次成長概観（AGS）」を公表。5つの優先課題を提示した。
• 2012年3月：	欧州理事会は年次成長概観に示された5つの優先課題を承認した。加盟国に対しては、「欧州2020戦略」の目標に向け進展を加速するとともに、2011年の国別勧告に示された改革への努力を強化し、次のSP/CPとNRPに具体的な措置を盛り込むことを求めた ⁸ 。
• 2012年4～5月初め：	加盟国は欧州理事会が示したガ指針を勘案して作成した2012年のSP/CP（2012～2015年を対象とする）とNRPを欧州委員会に提出。欧州委員会はこれら2つのプログラムの連携性を考慮に入れるため双方を同時に評価。
• 2012年5月30日：	欧州委員会が加盟国別およびユーロ圏に対しSP/CPとNRPの国別勧告案を公表。
• 2012年6月28～29日：	欧州理事会が欧州委員会勧告案を協議し、承認（endorse）した。
• 2012年7月：	国別勧告を理事会で採択し、官報に公示。

⁸http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_Data/docs/pressdata/en/ec/128520.pdf
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=DOC/12/4&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en>

2. 主要国に対する EU 閣僚理事会の勧告の概要

ここでは主要国 5 カ国（独・仏・伊・西・英）にハンガリー、キプロスを加えた 7 カ国のほか、EU の財政支援を受けているギリシャ、ポルトガルを加えた 9 カ国について、理事会勧告の概要を示す。7 カ国については税制・年金、労働・雇用、金融、競争・エネルギーについての勧告の内容を表 1 にまとめた。

(1) ドイツ⁹

① 財政・予算

- 2012 年中に中期目標を達成するため、健全な財政政策を推進する。このため想定通りに予算戦略を実施し、歳出ベンチマークを順守し、債務削減ベンチマーク¹⁰を順守して債務の削減を十分に進める。
- 成長に配慮した財政再建の道筋を推進する。このためヘルスケアや長期ケアへの公的支出の効率性を向上させるための一層の努力を行う。徴税の効率を高めるため VAT 制度改善（軽減税率対象範囲の縮小や課税免除の形態による補助金の見直し等）と VAT 納税における不正防止対策¹¹など、未開拓部分に取り組む。
- 政府のあらゆるレベルで、高成長につながるよう、教育・研究費をの支出を拡大すると同時により効果的に使う。
- タイムリーで適切な監視手続きと是正メカニズムを確実にを行い、全州で一貫した歳出抑制と債務削減を達成する。

② 金融部門

- 過度な負債圧縮を避けつつ、適切な資金が投じられた実行可能なビジネスモデルを必要とする州立銀行を再編することで、依然として続く金融部門の構造的な弱さの解消に取り組む。

③ 労働市場・税制

- 低所得者のために、予算に影響を及ぼさない方法で、高い税のくさび（tax wedge）¹²を解消する。長期失業者の適切な活性化・融合策を継続して実施する。

⁹<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:219:0035:0037:EN:PDF>

¹⁰ 両ベンチマークは、経済的ガバナンスの強化に向け 2011 年 12 月に発効した 6 つの法制パッケージに盛り込まれたもの。両ベンチマークは、経済的ガバナンスの強化に向け 2011 年 12 月に発効した 6 つの法制パッケージに盛り込まれたもの。歳出ベンチマークは歳出の拡大が GDP 成長率の中期参照値を超えてはならない。債務削減ベンチマークは、債務対 GDP 比で 60%を超える国は、年平均でかい離している幅の 1/20（20 分の 1）ずつを過去 3 年間で削減させていること。

http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/125952.pdf

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:306:0012:0024:EN:PDF>

¹¹http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nd/swd2012_germany_en.pdf (p.11)

¹² 総労働コスト（社会保障雇用主負担分含む）と労働者の手取り賃金（公的現金給付含む）との差が総労働コストに占める比率。税負担の重さの指標となる。

- 賃金の上昇が生産性拡大と合致して進むような環境を創出する。
- 教育・訓練の機会均等を特に進めることで、不利な状況にある層の学業成果を高める措置を進める。
- 女性のフルタイム就労を促進するため、夫婦共働きを阻害するような世帯内の第2所得者の就労に不利となるような税制を段階的に撤廃すると同時に、フルタイムの育児施設と終日学校の数を増やす。

④ エネルギー・競争

- 国内全体および国境を越えた電力・ガスのネットワークの拡大を促進することなどにより、エネルギーシステムの転換に必要な総合的な経済コストを最小限にとどめる努力を推進する。
- 鉄道市場における競争促進に向け、インフラ管理担当者と鉄道輸送企業を分離するとともに、規制当局の権限強化を図る。
- 建設部門を中心とした専門サービスおよび一定の専門技能職などサービス部門において、一層の競争を促進する措置を進める。

(2) フランス¹³

① 財政赤字・年金

- 歳出面を中心に明確な施策に支えられた予算削減策を強化し、実施する。2012年以降については、2013年までに過剰赤字を是正するとともに、過剰赤字手続きの下で理事会勧告に明示された構造調整を達成する。
- その後は歳出ベンチマークを順守し、債務削減ベンチマークの順守に向けた十分な進展を保証することを含め、中期目標に向けて前進するための適切な構造調整を実施する。
- 年金制度の持続可能性と妥当性を継続的に見直し、必要に応じて追加措置をとる。

② 労働・雇用

- 社会パートナー（労使代表）との協議の慣行に従って、特に解雇に関連して雇用保護法制の特定の側面を見直すことで、労働市場の分断を食い止めるいっそうの改革を導入する。
- 最低賃金のいかなる改定も雇用創出と競争力を支えるものであるようにする。
- 生涯学習への参加を増やす行動を進める。
- 高齢労働者の雇用期間を延ばす労働市場対策を導入する。
- 若者のニーズに効果的に対応する実習制度を拡大し向上させることなどにより、失業のリスクが最も高い層を中心に若者の雇用可能性を改善する。
- 積極的に労働市場に関与し働きかける政策（積極的労働市場政策）を推進し、公共雇用サービスは個別支援の提供により、効果を一層高めるようにする。

¹³<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:219:0031:0034:EN:PDF>

③ 税制

- 労働に対する課税から、特に環境税や消費税といった成長や対外競争力への負荷が少ない課税に移行し、シンプルかつバランスのとれた税制を導入するため、さらなる対策を進める。
- 債務を奨励するような税支出 (tax expenditure) ¹⁴を削減し、簡素化を推進する。
- 成長と雇用創出の促進を目指して、現行の VAT 軽減税率の効果を見直す。

④ 競争

- サービスおよび小売部門を中心に、規制された部門や専門職に対する不当な制限の除去を一層進める。
- 電力卸売市場を中心にネットワーク産業の自由化を強化し、エネルギーの相互接続の容量を増やすとともに、鉄道貨物部門や国際乗客輸送部門への新規参入を促進する。

(3) イタリア¹⁵

⑤ 財政赤字・年金

- 計画通りに予算削減策を実行し、2012 年には過剰赤字を確実に是正する。2013 年までに公的債務残高の対 GDP 比率を下方軌道に乗せるため、短期的な景気変動に伴う循環部分を除いた構造的な基礎的財政収支 (プライマリー・バランス) で、計画しているように黒字 (プライマリー・サープラス) を確保する。
- 歳出ベンチマークを順守し、債務削減ベンチマークの順守に向けて十分に進展させながら、中期目標に向けて確実に前進する。
- 憲法に導入した均衡予算ルール¹⁶の主要点について、実施法制の詳細が EU の枠組みと調和するようにする。
- 計画している支出の見直し、およびイタリア南部を中心とした EU 基金の利用・管理の改善に向けた「2011 年結束行動計画 (2011 Cohesion Action Plan) ¹⁷」の実施を通じて、公共支出の効率と質の継続的な向上を進める。

⑥ 労働・雇用

- 労働市場に対応した教育の改善、仕事への移行の促進、企業の新規立ち上げや従業員雇用のインセンティブなどにより、若者の失業に取り組む活動を一層推進する。
- 労働の移動を促進するため、国レベルでの技能と資格の認証を実施する。
- 高等教育で中退率を減らし、早期退学を抑えるための対策を実施する。

¹⁴ 課税優遇策など税負担を軽減することで納税額の減収を伴う措置。

¹⁵<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:219:0046:0049:EN:PDF>

2012 年 4 月に憲法を改正し、財政協定を見据えた均衡予算ルールを導入。2014 年から施行。

http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nd/swd2012_italy_en.pdf (p.13)

¹⁷ イタリア政府が 2011 年 12 月に着手した 37 億ユーロ規模の計画。

- 労働市場の分断を食い止め、統一的な失業給付制度を確立するため、労働市場改革に優先的に取り組む。
- 特に保育や高齢者介護サービスを提供することで、女性の労働市場参画を促進。
- 産業部門レベルや企業レベルで賃金上昇と生産性を一致させるようにするため、新たな賃金決定の枠組みの実施を監視し、必要であれば強化する。

⑦ 税制

- 脱税対策を進める。検査や規制を強化することなどにより地下経済と未申告労働を追及する。
- 課税免除や課税控除、VAT 軽減税率の対象を減らし、課税コードを簡素化する措置を講じる。
- 課税負担をキャピタル（資本）や労働ベースから不動産や消費、環境ベースに転換する。

⑧ 競争

- 採択済のサービス部門の自由化・簡素化措置を実施する。
- ネットワーク産業への市場参入、インフラ整備、相互接続をさらに改善する措置をとる。
- 企業に対する規制の枠組みをさらに簡素化し、行政能力を向上させる。
- 成長企業や技術革新に資金を提供するため、株式発行など金融商品へのアクセスを向上させる。
- 計画している民事裁判制度の見直しを進め、裁判外紛争解決手続き（ADR）の利用を促進する。

(4) スペイン¹⁸

① 財政赤字

- 2012 年度予算で採用した措置を実施し、2013～14 年の多年度予算計画を 2012 年 7 月末までに採用する。これにより、過剰赤字手続きの下で、理事会勧告に求められているように、2010～13 年に対 GDP 比で年平均 1.5%以上の財政赤字削減を達成する。
- 採択されたりバランスング（均衡回復）計画にしたがって、地域レベルで施策を採用し実施する。また、透明性と予算遂行の管理に関する予算安定法（Budgetary Stability Law）の新たな規定を厳格に適用し、政府のあらゆるレベルで予算報告の適時性と的確性の改善を引き続き推進する。
- 財政政策の分析や助言、監視を担う独立した財政機関を設立する。
- 政府のあらゆるレベルで公共支出の効率と質を改善するため、公共部門の改革を実施する。

② 年金

¹⁸<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:219:0081:0084:EN:PDF>

- 採択された年金改革で予定している法定退職年齢を平均寿命に連動させる持続性要因¹⁹を決める際には、平均寿命の上昇に沿って法定退職年齢を引き上げる。また、生涯学習をさらに推進し労働条件を改善し、高齢者を労働市場に再び取り込むための具体的施策により、高齢労働者のためのグローバル雇用戦略（Global Employment Strategy for Older Workers）²⁰を支える。

③ 税制

- 労働への課税から消費税や環境税への移行を含め、財政再建努力と調和した成長を一層支援するような税制を導入する。
- VAT の課税基盤を拡大することで、納税額に占める VAT の割合が低いことに対処する。
- 住宅を賃貸するよりも、借金をしてでも住宅を保有することを優遇する税制の偏向を是正する²¹。

④ 金融部門

- 金融部門の改革を実施する。特に弱体化したままの金融機関の状況に対応することにより銀行部門で進行中の再編を補完し、銀行のバランスシート上の不良債権を効果的に処理する包括的な戦略を提示する。企業の資金調達を支援するため、構造基金などバックストップ・ファシリティ（最終的な資金枠の手段）の資金調達と利用を明確に打ち出す。

⑤ 労働・雇用

- 労働市場改革を実施する。また、狙いを明確化することや訓練・助言・ジョブマッチングサービスの利用拡大、失業手当支給などの受け身的な政策との関係強化、求人情報の共有を含む国と地域間の公共雇用サービス調整強化などにより、積極的労働市場政策の効果を高めるための追加措置を取る。
- 中小企業や研究、技術革新、若者らによる金融サービス利用を支援するため、歳出の優先事項を見直し、資金を再配分する。
- 職業教育・訓練の質と労働市場での関連性については、若者行動計画（Youth Action Plan）を実施し、早期退学を減らして職業教育・訓練への参加を高める防止策や介入策、補償策を強化する。
- 貧困や社会的排除の危険にさらされている人々の状況を改善するため、効果的な児童・家族支援サービスと合わせて弱者層の雇用可能性を向上させ、それにより児童の福利を達成する。

⑥ 競争・エネルギー

¹⁹http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nd/swd2012_spain_en.pdf (p.13)

²⁰ 2012～14年を対象とした戦略で2011年10月に採択。高齢者の就業者数を増やし、その労働条件を改善することを目指している。http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nd/swd2012_spain_en.pdf (p.13)

²¹http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nd/swd2012_spain_en.pdf (p.14)

- 大幅に規制が残る職業など専門サービスを開放する追加措置を進め、事業免許の取得遅延を減らす。また事業遂行に対して、政府の様々なレベルによる重複した多重的な規制から生じる障壁を取り除く。
- 近隣諸国との電力・ガスの相互接続を完備する。また、特に電力のサプライチェーンの費用効果を高めることにより、総合的に電力料金のタリフ債務（tariff deficit）に対処する。

(5) 英国²²

① 財政赤字

- 過剰な財政赤字を持続的な方法で適時に是正し、理事会勧告に示された構造調整を確実に達成し、公的債務比率を持続的な下方軌道に乗せるため、特定施策に支えられた 2012～13 年度以降の財政再建策を確実に実施する。
- 2013～14 年年度以降の財政再建策を強化する際には成長を高める支出を優先し、中期的な成長がさらに低下することで財政の長期的な持続可能性に悪影響を与えるリスクを回避する。

② 住宅部門

- 住宅供給を増やし、住宅購入の問題を改善して住宅への国家補助の必要性を軽減するために、総合的な住宅改革プログラムを実施する。これにより、高くて不安定な住宅価格や一般世帯が抱える重債務の影響で安定性が損なわれることを防ぐ。
- 住宅市場の過剰な価格変動や歪みを防止するために、住宅ローン市場や賃貸住宅市場、金融規制、不動産税など住宅市場の改革をさらに進める。

③ 労働・雇用・児童

- ユースコントラクト（Youth Contract）²³の活用を含めて、仕事に就かず教育や訓練も受けていない若者の雇用可能性を高める改善を引き続き行う。
- さらに多くの若者が実習制度を利用できるようにし、実習制度の重点を上級および高水準の技能に置き、もっと多くの中小企業が実習制度に関わるようにする。
- 18～24 歳の若年層で基本的技能がきわめて低い層の割合を減らす対策を実施する。
- 失業世帯の人々を労働市場へ融合させる施策を強化する。
- 計画されている福祉改革が貧困児童の拡大につながらないようにする。
- 児童サービスの利用を促進する対策を完全実施する。

④ 金融部門

²²<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:219:0091:0094:EN:PDF>

²³ 2012 年 4 月に始まったプログラムで、18～24 歳を中心に若者の失業対策に取り組むもの。
http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/nd/swd2012_uk_en.pdf (p.16)

- 民間部門（とりわけ中小企業向け）の銀行とノンバンクの融資可能枠をさらに改善する。
- 参入障壁を減らす措置を通じて銀行部門内の競争を奨励し、銀行独立委員会（Independent Commission on Banking）が勧告したように、透明性を高めること、銀行間の口座移管を容易にすること、ベンチャー・キャピタルや、その他ノンバンクの融資へのアクセスを向上するための方法を模索する。

⑤ ネットワーク・インフラ

効率的で確固たる計画と意思決定プロセス、ならびに公的部門や民間部門の資金調達をさらに活用することにより、交通ネットワークやエネルギーネットワーク網の障害に取り組む対策など、ネットワーク・インフラの供給力と質を高めるための長期戦略を推進する。

(6) ハンガリー²⁴

① 財政赤字

- 単発的な対策への依存を減らし、2012年度の予算およびそれに続いて承認された財政再建策により、継続的な方法で2012年までに過剰赤字を是正する。その後は、過剰赤字を是正し、中期目標達成に向けて効果的な進展がみられるように、支出ベンチマークを満たすことを含めて、必要なあらゆる構造措置を策定し、債務削減ベンチマークの順守に向けて効果的な進展を図る。
- 累積したマクロ経済の不均衡を和らげるために、公的債務比率を確実な低下軌道に乗せる。
- 拘束力のある中期予算の枠組みに数値で示されるルールを盛り込む形で経済安定化に関する基本的な法律を改正する。
- 公共財政の透明性を高めるため、財政評議会（Fiscal Council）の分析の権限拡大を推進する。

② 税制

- 2011年と2012年の税制改正が低所得者に与える影響を緩和するため、税負担の一部をエネルギー税や再生が見込めない財産に対する税に転換するなど持続可能で財政に影響を与えない方法で軽減する。これにより、労働に対する課税を、より雇用に配慮したものにする。

③ 労働・雇用・教育

- 保育施設や就学前の施設を拡大することにより、女性の労働市場への参加を促進する施策を強化する。
- 特に不利な条件に置かれた人々の職業訓練や職探しの支援、個別サービスの質と効果を高めるため、公共雇用サービスの能力を強化する。訓練や職探しの効果的な支援により、公

²⁴<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:219:0040:0043:EN:PDF>

共事業スキームにおける労働市場活性化を強化する。

- 国家社会的包摂（ロマ民族）戦略（National Social (Roma) Inclusion Strategy）を実施し、これを他の政策とともに主要政策とする。
- 適切な資金を確保することで、早期退学に対する国家戦略を策定し実施する。
- 高等教育改革により不利な状況に置かれた人々も教育を受けられやすくするよう改善する。

④ 競争

- 行政負担を減らすことを目指した施策を実施する。
- 公共調達と法制プロセスが市場競争を支えるようにするとともに、外国人直接投資家を含み金融・非金融企業にとって安定した規制とビジネスをしやすい環境を整備する。
- 税制順守のコストを引き下げ、企業に対する課税では、安定的で、法に則した歪曲されない枠組みを確立する。
- 大規模小売店の設立に対する不当な制限を撤廃する。
- 新技術革新戦略の中で革新的な中小企業を支援するため、具体的で目的を絞った奨励制度を整備する。
- 公共交通システムを費用効果が高まるよう改革する。
- 国境をまたぐ電力ネットワークのキャパシティを高める。また、エネルギー規制当局の独立性を高めてエネルギーの価格統制を段階的に廃止する。

(7) キプロス²⁵

① 財政赤字・税制

- 2012年に過剰赤字の継続的な是正を達成するための追加措置を導入する。
- 2013年以降については、2014年までの中期目標達成、および支出ベンチマークの順守を確保し、債務削減ベンチマークについて十分な進展を確保するため、明確な施策に裏付けられた予算削減策を徹底的に実施する。
- 法的拘束力を有し是正メカニズムを備えた多年次予算枠組みの段階的導入を加速する。
- 引き続き歳出を厳格に管理する措置をとり、できるだけ早期にプログラム予算（事業別予算）／業績予算（目標別予算）を実施する。
- 税制順守を向上し、脱税を取り締まる。

② 金融部門

- 相互信用組合の監督と規制の枠組みを商業銀行に適用している基準に調和させる。
- 対外的な衝撃に対する金融部門のエクスポージャーを限定的なものにするため、金融機関の効果的な資本増強に向けて規制条項を強化する。

③ 年金・医療

²⁵<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:219:0013:0016:EN:PDF>

- 年金制度の長期的な持続可能性と妥当性を改善し、高齢者の高い貧困者比率の問題に取り組む。
- 平均寿命の伸びにあわせ法定退職年齢を引き上げることなどにより、実質的な退職年齢を引き上げる。
- ロードマップに基づいて、国民医療制度を遅滞なく完成させ実施する。同制度は、医療のユニバーサルな提供を確保しつつ、財政の持続可能性を確保するものでもあるべきである。

④ 労働・雇用

- 高成長・高付加価値な活動への転職を活発化するために、労働者の技能を向上させる。
- 若者の失業に取り組むための対策を強化し、職業体験や個人事業の促進に重点を置く。
- イノベーション推進のため、需要サイドへの適切な政策を実施する。

⑤ 規制・競争

- サービス市場における不当な障壁の撤廃。特に、観光業など成長潜在性の最も高いサービス部門でのサービス指令の実施の改善、専門サービス提供の開放により達成する。する。
- 賃金が生産性の伸びをより反映するものとすべく、社会的パートナー（労使）との協議や国内慣行に従って賃金の物価スライド制の改革を進めるなどにより、競争力を高める。
- 経済構造の多様化を進める。

(8) ギリシャ

ギリシャに対しては2012年3月、欧州委員会、欧州中央銀行（ECB）、国際通貨基金（IMF）が2014年までに最大1,300億ユーロ規模の第2次支援を実施することが決まった。支援による融資は、理事会決定（2011/734/EU）²⁶とその2回の改定（2011年11月²⁷と2012年3月²⁸）および2012年3月に締結した覚書²⁹に明示された政策基準の進捗状況を評価して段階的に実施される。今回の理事会の国別勧告では、この理事会決定と覚書に明示された施策を実施するよう求めている。2012年3月の理事会決定の改定は、第2次支援に向け2012年以降にギリシャがなすべき措置を盛り込んだものであるため、その主な内容を示す。

- 2012年のプライマリーバランスの赤字が20億3,700万ユーロ（対GDP比1%）を超えないことを目的とする。また2013年にはプライマリーバランス（利払い除く収支）を36億5,200万ユーロ（同1.8%）以上の黒字にし、2014年には黒字を93億5,200万ユーロ（同4.5%）以上に拡大する。これにより、債務交換を踏まえたうえでの財政赤字は、2012年に148億1,100万ユーロ（対GDP比7.3%）、2013年に94億6,200万ユーロ（同4.7%）、

²⁶<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:296:FULL:EN:PDF> (p.38~52)

²⁷<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:320:0028:0031:EN:PDF>

²⁸<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:113:0008:0010:EN:PDF>

なお、改正を反映したバージョン（2012年4月25日付）は以下で閲覧できる。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2011D0734:20120425:EN:PDF>

²⁹http://ec.europa.eu/economy_finance/eu_borrower/mou/2012-03-01-greece-mou_en.pdf

2014年に44億9,900万ユーロ（同2.2%）となる。

- ギリシャは遅滞なく以下の措置を実施（以下以外に2012年3月末、6月末、9月末、年末までにそれぞれなすべき措置を規定）。
 - 2012年の医薬品への支出を10億7,600万ユーロ削減。
 - 2012年の病院勤務の医師の残業手当を5,000万ユーロ以上削減。
 - 2012年の軍用資材の調達を3億ユーロ削減。
 - 2012年の地方レベルの議員および関連職員の報酬を10%削減。2013年には副市長と関連職員の数を減らす。
 - 中央政府の支出を2012年予算比で3億7,000万ユーロ以上削減。うち軍事関連の運営費を1億ユーロ以上、選挙関連支出を7,000万ユーロ以上削減する。
 - 地方政府の2012年の支出の5,000万ユーロ以上節減を目指す。
 - 2012年の遠隔地住民に対する助成金、および省庁の傘下機関への助成金を1億9,000万ユーロ以上削減。
 - 2012年の公共投資予算を4億ユーロ削減（TEN-Tプロジェクト含む構造基金との共同出資プロジェクト除く）。
 - 年金改革により、2012年に4億5,000万ユーロ以上節約（税金や社会保険料の影響を除くネット金額）。
 - 高所得者の家族手当を削減し、2012年に4,300万ユーロの節減を目指す。
 - 政府機関の新たな賃金体系を完全に実施。2011年11月以降の過払い賃金の回収手続きに関する法制を採択。
 - 支払期限の過ぎた税金・社会保険料の分割支払い計画の適用条件の厳格化。

(9) ポルトガル

ポルトガルに対しては2011年5月、2014年までに最大780億ユーロの支援を実施することが決まった。支援の条件は理事会実施決定（2011/344/EU）³⁰とその後の改定（2011年9月、2011年10月、2011年12月、2012年3月、2012年7月³¹）および2011年5月に締結した覚書³²に明示された。ポルトガルは、欧州委員会とECB、IMFとの交渉により2011～2014年を対象とする経済調整プログラムを策定し、これに基づいて支援が進められている。このプログラムは競争力向上や雇用創出などの構造改革、財政再建戦略、金融部門の戦略からなる³³。今回の理事会の国別勧告では、この理事会実施決定と覚書に明示された施策を実施するよう求めている。ここでは最新の改定である2012年7月の理事会決定の改定に示された主な内容を示す。

① 財政赤字・公共支出

³⁰<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:159:FULL:EN:PDF> (p.88~92)

³¹<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:192:0012:0014:EN:PDF>

³²http://ec.europa.eu/economy_finance/eu_borrower/mou/2011-05-18-mou-portugal_en.pdf

³³http://ec.europa.eu/economy_finance/eu_borrower/portugal/index_en.htm

- 一般政府財政赤字を 2012 年は対 GDP 比で 4.5%を超えないようにする。政府は引き続き財政の進展を監視し、この目標の達成に政策調整が必要かどうかを判断する。
- 公共財政の管理を強化する措置を引き続き採用する。中期予算枠組みの設定など新たな予算枠組み法（Budgetary Framework Law）に規定された施策を実施する。公共財政の報告と監視を強化し、予算遂行のルールと手続きを補強する。
- 政府は滞納の検証と解決に向けた戦略の実施を強化する。この戦略は、債権者への支払いの優先基準や全部門で公正かつ透明性のある解決プロセスを確保するためのガバナンスの取り決めを明示している。
- 政府は新たに法的・制度的なプライベート・パブリック・パートナーシップ（PPP）の枠組みを実施する。中央・地方レベルで公営企業（SOEs：State-owned Enterprises）の創設と機能を規制する法制を採択する。
- 地方政府機関を再編し、数を大幅に削減する。これを次の地方選が始まるまでに実施する。

② 税制

- 租税・関税庁（Autoridade Tributaria e Aduaneira）の設立により歳入当局を現代化し、社会保障庁の歳入回収部門との連携を強化する。

③ 公営企業・民営化

- 中央・地域・地方レベルで SOE の効率化と持続可能性を高める施策を採択する。国営持ち株会社パルプブリカ（Parpublica）を含む SOE の債務を再編して削減し、市場での資金調達の条件を改善する戦略を実施する。部門レベルで営業収支の均衡を達成する戦略を 2012 年末までに実施する。
- 民営化プログラムの実施を継続して推進する。国営銀行 CGD の保険子会社の売却を 2012 年に実施する。国営航空会社の TAP ポルトガル航空や空港運営会社 ANA、ポルトガル鉄道の貨物部門 CP カルガ（CP Carga）、郵便サービスの CTT の民営化プロセスを 2012 年に開始し、2013 年の完了を目指す。

④ 労働

- 中等教育と職業教育・訓練の質を高めるため、行動計画に定めた施策を実施する。

⑤ 競争

- 競争・規制の枠組みを改善する。主要な規制当局の独立性と資源を強化する。競争規則を強化するスピードとその効果を高めるため、競争法を施行する。

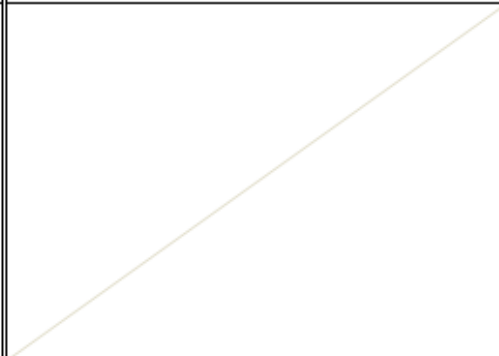
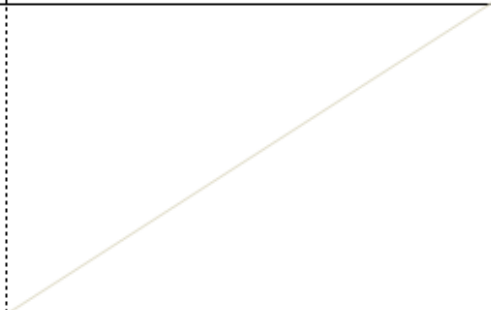
⑥ 金融部門

- 欧州委員会、ECB、IMF と合意した銀行部門の戦略を実施する。銀行に対して担保バッファを強化するよう求め、政府保証銀行債の発行を監視する。また、2012 年末までに銀行の

- コアティア 1 比率（狭義の中核的自己資本比率）を 10%以上とする目標を達成する。
- 銀行部門のバランスのとれた秩序ある負債圧縮を実施する。銀行の資金計画は、預貸率をプログラムの終了（2014 年）までに約 120%の実勢値まで低下させることを目指す。
 - 国営銀行 CGD は、中核事業の銀行部門の資本を強化するため合理化する。保険・医療部門を 2012 年末までに売却し、非戦略的な持ち株の売却を進める。
 - 政府に救済された銀行 BPN から 3 つの国有特定目的機関に移転した資産の回復プロセスを、資産運用を専門とする第三者への外部委託を通じて最大限に実施する。
 - 2012 年 7 月末までに、企業部門に対する代替資金調達の多様化を促進する提案をまとめる。
 - 破たん処理ファンド（Resolution Fund）を 2012 年 7 月までに完全に稼働させるため、同ファンドの設立を定めた施策を実施する。
 - 一般世帯や中小企業向けに、法廷外の債務再編に携わる金融機関の枠組みを確立する。

表 1：税制・年金、労働・雇用、金融、競争・エネルギーに関する主要 7 カ国に対する理事会勧告の内容

	税制関連・年金	労働・雇用関連	金融関連	競争・エネルギー関連
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ● 税の楔 (tax wedge) の解消による低所得見込み者の就業に対するインセンティブ向上により、労働市場参加を促進 ● 税制上の共稼ぎの阻害要因を除去 ● VATの徴税改善やVATの不正対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産性に合致した賃金拡大の状況を作る ● 教育・訓練の機会均等を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 州立銀行の再編による金融部門の構造的弱点への取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門サービス/専門技能職の競争促進 ● 国内および国境を越える電力・ガスのネットワーク拡大によるエネルギー転換に必要なコストの最小化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道市場の競争促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ管理と鉄道保有の効果的な分離 ・ 規制当局の役割強化
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 税制の効率化・簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税から環境税や消費税など成長や競争力に負荷が少ない課税への移行 ・ 税支出 (tax expenditure) の削減 ● VAT軽減税率の効果の見直し ● 年金制度の持続可能性の継続的見直しと必要な場合の追加措置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保護法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働市場の分断を解消 ● 最低賃金の雇用創出との関連を重視 ● 高齢労働者の雇用維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習の奨励 ・ 雇用期間を延ばす労働市場対策の導入 ● 積極労働市場政策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共雇用サービスで個別支援の効果向上 ● 若者の雇用可能性の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習制度の拡大と向上 		<ul style="list-style-type: none"> ● サービス・小売り部門などの規制事業専門職に対する不当な制限の除去 ● ネットワーク産業の自由化の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力卸売市場の自由化 ・ エネルギー相互接続の容量の拡大 ・ 鉄道貨物や国際乗客輸送への新規参入の促進
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱税対策で、地下経済と未申告労働を追及 ● 課税免除、課税控除、VAT軽減税率の対象の削減 ● キャピタル課税や所得税から不動産税、消費税、環境税への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の失業対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働市場に対応した教育の改善 ・ 仕事への移行の促進 ・ 企業の新規立ち上げや従業員雇用のインセンティブ付与 ● 国レベルでの技能・資格認証を実施 ● 労働市場改革の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働市場の分断を解消 ・ 統一的な失業給付制度の確立 ● 女性の労働市場参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育や高齢者介護の提供 ● 賃金決定の枠組みの監視と強化で、賃金上昇と生産性を一致 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式など金融商品へのアクセス向上で成長企業や技術革新に資金を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス部門の自由化と簡素化 ● ネットワーク産業への市場参入、インフラ整備、相互接続の改善 ● 企業に対する規制の枠組みの簡素化と行政能力の向上

<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">スペイン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税から消費税や環境税への移行 ● VATの課税基盤を拡大し納税に占めるVATの割合引き上げ ● 賃貸住宅よりも債務を伴う住宅の保有を優遇する税制の偏向を是正 ● 平均寿命の上昇に沿った法定退職年齢の引き上げ ● 高齢者雇用拡大のグローバル雇用戦略を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢労働者のための生涯学習を推進 ・ 高齢者を労働市場に再び取り込む具体的施策の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働市場改革の実施と積極的労働市場政策の効果を高める追加措置の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練・助言・ジョブマッチングサービスの利用拡大 ・ 失業手当支給など受け身的政策との連携強化 ・ 求人情報の共有など国と地域間の公共雇用サービスの調整強化 ● 若者行動計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期退学を減らし職業教育・訓練への参加を向上 ● 弱者層の雇用可能性を向上し、貧困や社会的排除の状況を改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融部門の改革実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弱体化した金融機関に対処し銀行の再編を推進 ・ 不良債権を効果的に処理する包括的な戦略の提示 ・ 企業の資金調達支援のためバックストップ・ファシリティ（最終的な資金枠）による資金調達と利用を打ち出す ● 中小企業や研究、技術革新、若者らによる金融サービスへのアクセスを支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門サービス開放の追加措置の導入 ● 事業免許の取得遅延の削減 ● 事業遂行に対する政府の様々なレベルによる重複した規制による障壁を除去 ● 近隣諸国との電力・ガスの相互接続を完備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力サプライチェーンの費用効果を高め電力料金のタリフ債務に対処
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">英国</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の労働市場参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・訓練を受けていない若者の雇用可能性の改善 ・ 18～24歳の基本的技能が貧困な層の割合を減らす対策 ● 若者向け実習制度の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の実習制度の利用拡大 ・ 実習制度の重点を高水準の技能に置く ・ 中小企業の実習制度への参加拡大 ● 失業世帯の労働市場への統合を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行とノンバンクからの民間部門の資金調達を改善 ● 銀行部門で参入障壁を減らし競争を奨励 ● 銀行間の口座移管を容易にする ● ベンチャー・キャピタルやリスクキャピタル、その他ノンバンクの融資へのアクセスを向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通・エネルギーのネットワーク・インフラの能力と質を向上する長期戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的な計画と意思決定プロセスの促進 ・ 公的・民間の資金調達の利用
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">ハンガリー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働に関する課税を雇用に配慮 ● 税制改正が低所得者に与える打撃に配慮し、エネルギー税や不動産税に転換 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の労働市場への参加促進を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設や就学前施設の拡大 ● 公共雇用サービスの能力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練・職探し支援・個別サービスの質と効果の向上 		<ul style="list-style-type: none"> ● 行政負担を減らす施策の実施 ● 公共調達と法制プロセスを市場競争を支えるものとする ● 企業にとって安定した規制とビジネスのしやすい環境とする ● 企業の税制順守コストの引き下げ ● 大規模小売店の設立に対する不当な制限の撤廃 ● 革新的な中小企業支援のため奨励制度の整備

ハンガリー				<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通システムを費用効果を高める形で改革 ●国境をまたぐ電力ネットワークのキャパシティの向上 ●エネルギーの価格統制の段階的な廃止
キプロス	<ul style="list-style-type: none"> ●税制順守の向上と脱税の取り締まり ●年金制度の長期的な持続可能性の向上と高齢者の高い貧困者比率に対処 ●平均寿命の伸びに合わせた法定退職年齢の引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者の技能向上で高成長・高付加価値の職業への移転を強化 ●職業体験や個人事業の促進で若者の失業策を強化 ●賃金に生産性の伸びを反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> ●相互信用組合の監督・規制の枠組みを商業銀行の基準と調和 ●金融機関の資本増強で対外的な衝撃に対するリスクを抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス市場の不当な障壁を撤廃 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス指令の実施を改善 ・専門サービスの提供を開放 ●経済構造の多様化に着手

出所： 各国に対する理事会勧告を基に作成

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課 宛

● ジェトロアンケート ●

レポートタイトル： 2年目を迎えたヨーロッパ・セメスターの
国別勧告の概要

ジェトロでは、2年目を迎えたヨーロッパ・セメスターの国別勧告の概要についてレポートを作成いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書で提供させていただきました「2年目を迎えたヨーロッパ・セメスターの国別勧告の概要」についてどのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名
		お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～